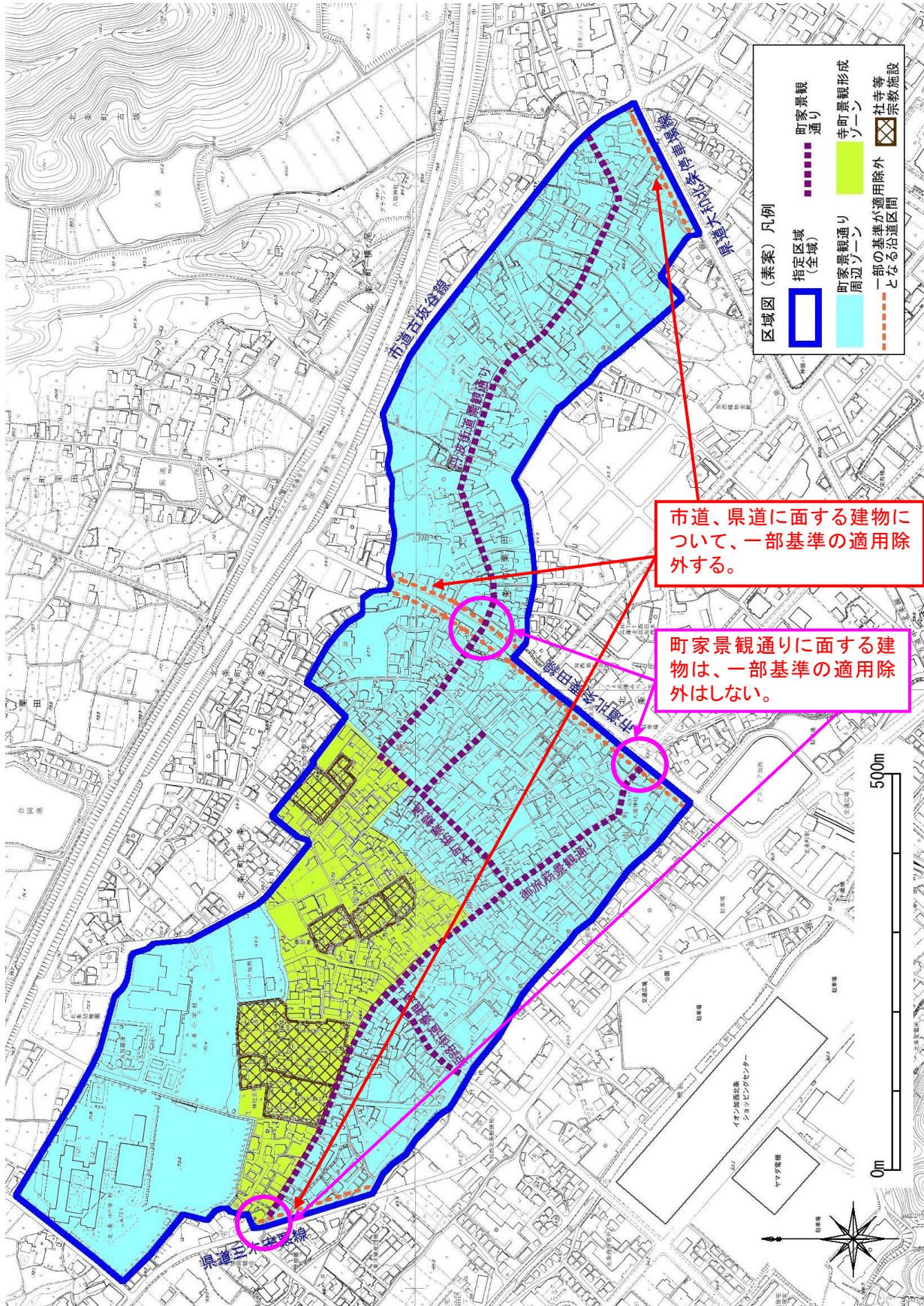


区域図（素案）

※この区域図（素案）は、兵庫県が北条地区景観まちづくり検討会との協議を踏まえて作成したものです。今後、この（素案）により指定の手続きを進めていく予定です。



景観形成基準（素案）【第2回北条地区景観まちづくり検討会配布資料を基本に修正】

- この景観形成基準（素案）は、兵庫県が北条地区景観まちづくり検討会との協議を踏まえて作成したものです。今後、この（素案）により指定の手続きを進めていく予定です。
- 以下の基準は、建物を新築・改修する際にできるだけ守っていただくこととなりますが、既存の建物について改善を求めるものではありません。また、基準を守らないことによる拘束力や罰則もありません。

① 建築物等に係る基準（素案）

区域	項目	建築物等	工作物等
指定区域全域※2	高さ※1	・階数は3階建て以下とする。	・基調となる外観の色彩は、派手な色を避け、けばけばしくならないよう、隣接する建物との調和に努める。
	屋根※1	・勾配屋根を基本とする。 ・基調となる色彩は、黒、灰色またはこれに近い色彩の仕上げとする。 ①全色相、明度5以下、彩度1以下又は明度5以下の無彩色とする。	
	外壁	・外壁は、白又は灰色もしくは茶系統の落ち着いた色彩の仕上げとする。 ①色相 10R～5Y、明度8以下、彩度4以下 ②上記以外の色相は、明度8以下、彩度2以下又は無彩色とする。	
	外構	・門・塀などを設ける場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。	
	建築設備	・空調機（室外機、ダクト類等）は、できるだけ通りから見えにくい場所に設置する。 ・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、通りから見えにくい場所に設置する。	
	屋外広告物等	・案内板を含む屋外広告物、広告塔や広告板などの掲出物件等は、規模・数量は必要最小限とし、意匠及び色彩に配慮する。 ・屋上広告物は設置しない。	
町家景観通り※3	壁面の位置	・通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面に揃える。 ・通りに面して空地を設ける場合は、まちなみに調和した塀を設けるなどして、まちなみとの連続性を保つよう努める。	
	高さ	・階数は2階建て以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。	
	屋根	・勾配屋根、和瓦葺きとする。屋根勾配は伝統的な周囲の建物に合わせることをとする。 ・基調となる色彩は、黒色又は灰色とする。 ・1階にはできるだけ軒の出が十分な下屋又は庇を設ける。	
	外壁	・通りから見える壁面は、原則、板張り※4、漆喰塗り、又はこれに類した和風意匠とする。 ・木部に保護塗装を施す等の場合は自然素材の色彩を基調とする。 ①色相 10R～10YR、明度5以下、彩度4以下 ②色相 10YR～5Y、明度8以下、彩度4以下 ③無彩色は、明度2～9	
	建具	・通りに面する部分の窓、格子等は伝統的な様式を基調とする。 ・建具は木製とすることが望ましいが、アルミサッシを用いる場合は黒色又は暗褐色とする。	
建築設備	・やむを得ず空調機等を通りに面して設置する場合は、意匠に十分配慮した目隠しを設ける。		

	屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> 案内板を含む屋外広告物、広告塔や広告板などの掲出物件等は、歴史的なまちなみとの連続性に配慮した和風意匠の使用に努める。 表示面の地色（色彩）は、町家景観通り外壁基準の色彩を用いること。
寺町景観形成ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> 神社、寺院に面する建物の「屋根」「外壁」「建具」「建築設備」「屋外広告物等」に係る基準は、「町家景観通り」の内容と同様のものとする。

※1) 県道大和停車場線、県道三木穴栗線、市道北条栗田線に面する建物（「町家景観通り」に面する建物は除く）については※1印の基準は適用除外とする。

※2) 町家景観通り周辺ゾーンの基準は、指定区域全域の基準と同様とする。

※3) 町家景観通りは、「丹波街道景観通り」「御旅筋景観通り」「本町筋景観通り」「姫路街道景観通り」を指す。

※4) 板張りの下地は、建築基準法に適合したものとする。

②自動販売機の景観形成基準（全域）（素案）

区域	項目	自動販売機等
全域	位置	・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。
	意匠	・企業名、商品名等の広告面を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
	色彩	・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合はけばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。
	設置方法	・機能上支障ない程度で、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。